

# 転居(大洲市内間)された方へ

主な手続きは次のようなものがあります。

項目	転居届後の手続き	必要なもの	窓口
印鑑登録をされている方	手続きは不要です。 印鑑登録証はそのままご使用ください。		市民課 (本庁1F) 各支所
マイナンバーカード・ 住民基本台帳カードをお持ちの方	券面記載事項の変更が必要です。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・暗証番号	
電子証明書の交付を受けている方	電子証明書が失効します。 新たに交付申請が必要になります。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・暗証番号 ※原則、本人が手続きをしてください。	
国民健康保険に加入されている方	住所変更の手続きをしてください。	・国民健康保険被保険者証	
年金受給者の方	各支払者へ住所変更の手続きが必要か確認してください。	担当窓口にお問い合わせください。	市民課 (本庁1F) 各支所 年金事務所・共済組合
医療受給者証(子ども、 重度心身障害者、ひとり親)をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。	・各受給者証	市民課 (本庁1F) 各支所
後期高齢者医療に加入されている方	住所変更の手続きをしてください。	・後期高齢者医療被保険者証	
介護保険に加入されている方	住所変更の手続きをしてください。	・介護保険被保険者証等	高齢福祉課 (本庁1F) 各支所
児童手当を受けている方 (公務員を除く)	受給者と手当支給要件(0歳から高校修了までの)児童の居住地が別になる場合、別居監護申立書が必要です。		子育て支援課 (本庁1F) 各支所
児童扶養手当を受けている方	住所変更の手続きをしてください。	・児童扶養手当証書 事前に担当窓口にお問い合わせください。	
市立の小・中学校に在学 するお子様がられる方	住所変更等の手続きをしてください。	転居届時にお渡しする児童・生徒連絡票を担当窓口へ提出してください。	教育総務課 (本庁2F)
障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方	住所変更の手続きをしてください。	・各手帳	社会福祉課 (本庁1F) 各支所
自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を受けている方や障害福祉サービスなどを利用されている方	住所変更の手続きをしてください。	・各受給者証	
市営住宅にお住まいの方	住所変更の手続きをしてください。	担当窓口にお問い合わせください。	都市整備課 (本庁2F) 各支所
水道、下水道を使用されている方	中止(転居前分)および使用開始(転居先分)の届け出をしてください。 (新築・住宅購入・取り壊し等の場合を含む) 井戸水を下水道に流入させている世帯は、使用人員変更の手続きをしてください。	担当窓口にお問い合わせください。	上下水道課 (本庁舎南西側別棟) 上水道 2F 下水道 3F 肱川支所・河辺支所

## 【問い合わせ先・受付時間】

### 大洲市役所

本 庁 ☎ (0893) 24-2111

長浜支所 ☎ (0893) 52-1111

肱川支所 ☎ (0893) 34-2311

河辺支所 ☎ (0893) 39-2111

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分